



安心して学べる  
環境づくり

# しゅう がく えん じょ せい ど 就学援助制度

～シュウガクエンジョ～

## ●就学援助制度とは？

学校教育法などにもとづいて、小・中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。

学用品や毎月の給食費、修学旅行費の工面が大変そう…。そんな時には、就学援助の申請を検討してみませんか。県内でも小・中学生のいる多くの家庭が就学援助制度を利用しています。お気軽にご相談ください。



## ●対象 小・中学校の児童生徒のうち、いずれかに該当するもの。

1. 要保護者…生活保護法第6条第2項に規定 ようほごしや 2. 準要保護者…市町村教育委員会が、要保護者に準ずると認めるもの じゆんようほごしや

## ●援助の内容 ※援助の内容は市町村によって異なります。



給食費



新入学用品費



学用品費



校外活動費



修学旅行費



医療費

## ●申請から受給まで



お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

就学援助申請用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。  
※援助の内容によって異なります。



## ●就学援助制度Q&A



Q1. 詳しいことはどこに聞けばいいの？

A1. 就学援助制度は市町村がおこなっていて、自治体ごとに認定基準や手続き、支援内容が違います。お住まいの市町村教育委員会か、お子さんの通う学校へお問い合わせください。

Q2. 就学援助でもらったお金は、後で返さなくてはいけないの？

A2. 貸付ではありませんので返還不要です。安心してご利用ください。

Q3. 誰でも就学援助を申請できるの？

A3. 小・中学生のいるご家庭でしたら、誰でも申請できます。

Q4. 誰でも就学援助を利用できるの？

A4. 市町村ごとに異なった認定基準によって審査を行い、認定されたら支給されます。

Q5. 毎年申請が必要なの？

A5. 中学校を卒業するまで毎年審査が必要です。忘れずに申請ください。

Q6. 周りの目が気になっちゃって…。

A6. 周りの目が気になる場合、申請は学校や市町村教育委員会に相談ください。



## ●あなたもシュウガクエンジョ利用できるかも！

子どもたちの安心で楽しい学校生活のために「就学援助制度」をご利用ください！  
就学援助制度の内容・対象者は市町村で異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村教育委員会か、お子さんの通う学校にお問い合わせください。



〈各市町村教育委員会の問い合わせ先〉

担当課

教育支援課

電話:098-866-2711

FAX:098-866-2707

広告



はたちの献血キャンペーン

献血バス運行スケジュール▶

